

平成 23 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン
 代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌
 (コード番号 7898 東証、大証第1部)
 問合せ先 取締役総務人事部長 澤井 誠
 (TEL 0829-32-3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役の員数の上限を 10 名から 7 名に変更するものであります。(現行定款第 22 条)
- (2) 取締役の解任要件を加重しておりましたが、取締役の経営責任等について株主の皆様のご意向を可能な限り反映させるためには、会社法第 341 条の定める解任要件の原則（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。）のとおりとすべきであると判断し、取締役の解任要件を加重する旨の規定を削除するものであります。(現行定款第 24 条)
- (3) その他上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線___は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 22 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (解任方法) <u>第 24 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> 第 25 条～第 49 条 (条文省略)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 22 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 (削除) 第 24 条～第 48 条 (現行第 25 条～第 49 条に同じ)

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)
 定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)

以上